

○総務省令第五十六号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第三章の規定に基づき、無線設備規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年四月二十三日

総務大臣 原口 一博

無線設備規則の一部を改正する省令

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第六項第三号の表を次のように改める。

無線局の種類別	受信装置の区別	周波数帯	副次的に発する電波の限度
基地局	一、九二〇MHzを超え一、九八〇MHz以下の周波数の電波を受信する受信装置	ア 三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満 イ 一、〇〇〇MHz以上二、〇一〇MHz未満	任意の一〇〇kHz幅で（一）五七デシベル以下の値 任意の一MHz幅で（二）四七デシベル以下の値

携帯無線通信	陸上移動局（ え一、九八〇MHz以	（ ものを除く。	陸上移動局（ え二、一七〇MHz以		置
陸上移動局（ え一、九八〇MHz以	ア 三〇MHz以上一、〇〇〇MHz	イ 一、〇〇〇MHz以上一二・ 七五GHz以下	ア 三〇MHz以上一、〇〇〇MHz	ウ 二、〇一〇MHz以上二、〇 二五MHz以下	任意の一MHz幅で（二）五二デシベ ル以下の値
陸上移動局（ え一、九八〇MHz以	ア 三〇MHz以上一、〇〇〇MHz	イ 一、〇〇〇MHz以上一二・ 七五GHz以下	ア 三〇MHz以上一、〇〇〇MHz	エ 二、〇二五MHzを超え一二 ・七五GHz以下（二、一〇〇 MHz以上二、一八〇MHz以下を 除く。）	任意の一MHz幅で（二）四七デシベ ル以下の値
陸上移動局（ え一、九八〇MHz以	ア 三〇MHz以上一、〇〇〇MHz	イ 一、〇〇〇MHz以上一二・ 七五GHz以下	ア 三〇MHz以上一、〇〇〇MHz	エ 二、〇二五MHzを超え一二 ・七五GHz以下（二、一〇〇 MHz以上二、一八〇MHz以下を 除く。）	任意の一MHz幅で（二）四七デシベ ル以下の値
陸上移動局（ え一、九八〇MHz以	ア 三〇MHz以上一、〇〇〇MHz	イ 一、〇〇〇MHz以上一二・ 七五GHz以下	ア 三〇MHz以上一、〇〇〇MHz	エ 二、〇二五MHzを超え一二 ・七五GHz以下（二、一〇〇 MHz以上二、一八〇MHz以下を 除く。）	任意の一MHz幅で（二）四七デシベ ル以下の値
陸上移動局（ え一、九八〇MHz以	ア 三〇MHz以上一、〇〇〇MHz	イ 一、〇〇〇MHz以上一二・ 七五GHz以下	ア 三〇MHz以上一、〇〇〇MHz	エ 二、〇二五MHzを超え一二 ・七五GHz以下（二、一〇〇 MHz以上二、一八〇MHz以下を 除く。）	任意の一MHz幅で（二）四七デシベ ル以下の値

<p>の中継を行う ものであつて 、チャンネル間 隔が五MHzのも のに限る。)</p>	<p>下の周波数の電波 を受信する受信装 置</p>	<p>イ 一、〇〇〇MHz以上二、〇 一〇MHz未満</p> <p>ウ 二、〇一〇MHz以上二、〇 二五MHz以下</p> <p>エ 二、〇二五MHzを超え二 ・七五GHz以下(二、一〇〇 MHz以上二、一八〇MHz以下を 除く。)</p>	<p>任意の一MHz幅で(二)四七デシベ ル以下の値</p>
<p>下の周波数の電波 を受信する受信装 置</p>	<p>二、一一〇MHzを超 え二、一七〇MHz以 下の周波数の電波 を受信する受信装 置</p>	<p>ア 三〇MHz以上一、〇〇〇MHz 未満</p> <p>イ 一、〇〇〇MHz以上二・ 七五GHz以下</p>	<p>任意の一〇〇kHz幅で(二)五七デ シベル以下の値</p> <p>任意の一MHz幅で(二)四七デシベ ル以下の値</p>

第四十九条の六の四第三項第五号中「及び次条第三項」を「、次条第三項及び第四十九条の六の九第三項」に改める。

第四十九条の六の五第二項第一号に次のただし書を加える。

ただし、拡散符号速度が毎秒三・八四メガチップのものであつて隣接する二の搬送波を受信するもの及び拡散符号速度が毎秒一・二二八八メガチップのものであつて二又は三の搬送波を同時に送信するものにあつてはこの限りでない。

第四十九条の五第二項第一号イ中「（隣接する二の搬送波を受信した場合は、当該搬送波のうちいずれか一とする。以下この号において同じ。）」を削り、同項第六号中「〇デシベルとする。」を「〇デシベルとする。以下この号において同じ。」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、二又は三の搬送波を同時に送信する無線設備であつて八一五MHzを超え八五〇MHz以下、一、四二七・九MHzを超え一、四六二・九MHz以下、一、七四九・九MHzを超え一、七八四・九MHz以下又は一、九二〇MHzを超え一、九八〇MHz以下の周波数帯のうち複数の周波数帯の周波数の電波を送信するものにあつては、八一五MHzを超え八五〇MHz以下の周波数帯における実効輻射電力が三八デシベル以下、それ以外のそ

それぞれの周波数帯における等価等方輻射電力が二四デシベル以下であること。

第四十九条の六の五第三項第五号中「及び前条第三項」を「前条第三項及び第四十九条の六の九第三項」に改め、同条に次の一項を加える。

5 第二項の無線設備が第四十九条の六の三第二項又は前条第二項の無線設備と空中線を共用する場合であつて、当該空中線から二又は三の搬送波を同時に送信する場合には、第二項第六号及び第四十九条の六の三第二項第四号又は前条第二項第五号の規定にかかわらず、第二項及び第四十九条の六の三第二項又は前条第二項の無線設備の実効輻射電力又は等価等方輻射電力の総和は、次に掲げる場合に応じ、それぞれ次のとおりでなければならない。

一 八一五MHzを超え八五〇MHz以下の周波数帯の周波数の搬送波を送信する場合 当該周波数帯における実効輻射電力が三八デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。以下本項において同じ。）以下

二 一、四二七・九MHzを超え一、四六二・九MHz以下、一、七四九・九MHzを超え一、七八四・九MHz以下又は一、九二〇MHzを超え一、九八〇MHz以下の周波数帯のいずれか一の周波数帯の周波数の搬送波を送信する場合 当該一の周波数帯における等価等方輻射電力が二四デシベル以下

三 第一号及び前号に掲げる周波数帯のうち複数の周波数帯の周波数の搬送波を同時に送信する場合 当該複数の周波数帯のそれぞれにおいて、第一号に掲げる周波数帯にあつては実効輻射電力が三八デシベル以下、前号に掲げる周波数帯にあつては等価等方輻射電力が二四デシベル以下

第四十九条の六の九第一項中「陸上移動中継局にあつては第二号ロ」を「陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものであつてチャネル間隔が五MHzのものであり、かつ、送信する電波の周波数が、一、九二〇MHzを超え一、九八〇MHz以下又は二、一一〇MHzを超え二、一七〇MHz以下のものに限る。）にあつては第一号ロ及び第二号ロ、陸上移動中継局にあつては第二号ロ及びハ」に改め、同項の表中「陸上移動局」の下に「（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）」を加え、同項第二号ロ中「及び相互変調特性」を削り、同号に次のように加える。

ハ 相互変調特性は、総務大臣が別に告示する条件に適合すること。

第四十九条の六の九第二項中「陸上移動局」の下に「（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）」を加え、同条に次の一項を加える。

3 第一項の陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものであつてチャネル間隔が五MHzのものであり、かつ

、送信する電波の周波数が、一、九二〇MHzを超え一、九八〇MHz以下又は二、一一〇MHzを超え二、一七〇MHz以下のものに限る。）の無線設備は、同項第一号ロ及び第二号ロに規定する条件のほか、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

一 基地局対向器の空中線電力は、四〇ミリワット以下であること。

二 基地局対向器の送信空中線の絶対利得は、九デシベル以下であること。

三 陸上移動局対向器の空中線電力は、一一〇ミリワット以下であること。

四 陸上移動局対向器の送信空中線の絶対利得は、〇デシベル以下であること。ただし、等価平方輻射電力が絶対利得〇デシベルの空中線に一一〇ミリワットの空中線電力を加えたときの値以下となる場合は、その低下分を空中線の利得で補うことができるものとする。

五 第四十九条の六の四第三項及び第四十九条の六の五第三項に定める無線設備と共用する場合においては、基地局対向器の空中線電力は四〇ミリワット以下、陸上移動局対向器の空中線電力は一一〇ミリワット以下であること。ただし、陸上移動局対向器においては、等価平方輻射電力が絶対利得〇デシベルの空中線に一一〇ミリワットの空中線電力を加えたときの値以下となる場合は、その低下分を空中線の

利得で補うことができるものとする。

六 基地局対向器及び陸上移動局対向器の増幅度特性は、総務大臣が別に告示する条件に適合すること。

七 他の無線局への干渉を防止するための機能を有すること。

別表第一号の表注31(1)クを次のように改める。

ク シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及びシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局

次式により求められる値を許容偏差とする。

(ア) 基地局  $(0.05 \times f \times 10^{-6} + 12)$  Hz

(イ) 陸上移動局 (携帯無線通信の中継を行うものを除く。)  $(0.1 \times f \times 10^{-6} + 15)$  Hz

(ウ) 陸上移動局 (携帯無線通信の中継を行うものであってチャンネル間隔が5MHzのものであり、かつ、送信する電波の周波数が、1,920MHzを超え1,980MHz以下又は2,110MHzを超え2,170MHz以下のものに限る。)

A 陸上移動局対向器  $(0.05 \times f \times 10^{-6} + 12)$  Hz



B 基地局対向器  $(0.1 \times f \times 10^{-6} + 15) \text{ Hz}$

$f$  は、送信周波数 (単位 Hz) とする。

別表第二号第12の1②中「毎秒1.2288メガチップのもの」の次に「(3)のものを除く。」を加え、同1に次のように加える。

(3) 拡散符号速度が毎秒1.2288メガチップの陸上移動局及び陸上移動中継局の無線設備であつて、815MHzを超え850MHz以下の周波数の電波を使用し二又は三の搬送波を同時に送信するものにあつては、隣接しない一の搬送波又は隣接する二若しくは三の搬送波ごとにそれぞれ次のとおりとする。

ア 隣接しない一の搬送波 1.48MHz

イ 隣接する二の搬送波 2.71MHz

ウ 隣接する三の搬送波 3.94MHz

別表第二号第12の2②中「毎秒1.2288メガチップのもの」の次に「(4)のものを除く。」を加え、同2に次のように加える。

(4) 拡散符号速度が毎秒1.2288メガチップスの陸上移動局及び陸上移動中継局の無線設備であつて、1,920MHzを超え1,980MHz以下の周波数の電波を使用し二又は三の搬送波を同時に送信するものにあつては、隣接しないハーの搬送波又は隣接する二若しくは三の搬送波ごとにそれぞれ次のとおりとする。

- ア 隣接しないハーの搬送波 1.48MHz
- イ 隣接する二の搬送波 2.73MHz
- ウ 隣接する三の搬送波 3.98MHz

#### 附 則

この省令は、公布の日から施行する。